変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・八メートル　平均水面上から灯火まで九・九メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十四日

名称　御前崎港防波堤B灯台
位置
所在地　静岡県御前崎港（防波堤B北西端）
北緯　三四―三七―一七
東経　一三八―一三―三三
変更した事項
灯質　単閃緑光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十四日

名称　土佐黒潮牧場十八号施設灯
位置
所在地　足摺岬灯台（高知県土佐清水市）の南南東方約三二キロメートル
北緯　三二―二九―〇六
東経　一三三―一二―〇九
変更した事項
光度　実効光度一五〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
変更年月日　平成二十三年十一月十四日

名称　片島灯標
位置
所在地　古城山三角点（岡山県笠岡市）の南南東方約二・二キロメートル
北緯　三四―二八―五八
東経　一三三―三〇―五五
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで八・一メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十四日

名称　甫埼沖灯標
位置
所在地　甫埼（愛媛県松山市（睦月島））の東南東方約一八〇メートル
北緯　三三―五七―〇五
東経　一三二―四〇―三一
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十四日

○海上保安庁告示第五号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　小松島東防波堤北方照射灯
位置
所在地　徳島県徳島小松島港小松島区（小松島東防波堤北灯台）
北緯　三四―〇〇―四九
東経　一三四―三五―五九
廃止年月日　平成二十三年十一月十五日

名称　浜坂港矢城ケ鼻東方照射灯
位置
所在地　兵庫県美方郡新温泉町（浜坂港矢城ケ鼻灯台）
北緯　三五―三八―〇五
東経　一三四―二六―二〇
廃止年月日　平成二十三年十一月十五日

○海上保安庁告示第六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　関内港南防波堤灯台
位置
所在地　北海道二海郡八雲町（関内港南防波堤外端）
北緯　四二―〇七―五四
東経　一三九―五五―四六
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・八メートル　平均水面上から灯火まで九・三メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十五日

名称　海獺島灯台
位置
所在地　神奈川県横須賀市（海獺島）
北緯　三五―一二―四三
東経　一三九―四四―〇七
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十三年十一月十五日

名称　三崎港南防波堤灯台
位置
所在地　神奈川県三崎港（南防波堤外端）
北緯　三五―〇八―二二
東経　一三九―三六―二六
変更した事項
灯質　単閃赤光　毎四秒に一閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十五日

名称　小松島東防波堤北灯台
位置
所在地　徳島県徳島小松島港小松島区（東防波堤北端）
北緯　三四―〇〇―四九
東経　一三四―三五―五九
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年十一月十五日

名称　浜坂港北防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県浜坂港（北防波堤外端）
北緯　三五―三八―〇〇
東経　一三四―二六―三三
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・八メートル　平均水面上から灯火まで九・三メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十五日

名称　浜坂港沖防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県浜坂港（沖防波堤東端）
北緯　三五―三八―〇七
東経　一三四―二六―三六
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十五日

名称　油津港内防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県油津港（内防波堤外端）
北緯　三一―三四―四三
東経　一三一―二四―一七
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・一メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル
変更年月日　平成二十三年十一月十五日

○海上保安庁告示第七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　諸寄港日和山船害杭照射灯
位置
所在地　兵庫県美方郡新温泉町（諸寄港日和山灯台）
北緯　三五―三七―二四
東経　一三四―二五―四一
廃止年月日　平成二十三年十一月十六日

名称　諸寄港日和山灯台
位置
所在地　兵庫県美方郡新温泉町（日和山）
北緯　三五―三七―二四
東経　一三四―二五―四一
廃止年月日　平成二十三年十一月十六日